

借金や未払金、家計のことで悩んでいませんか？

お金の問題に関する相談会を実施します



日時：12月18日(日)午後1～4時

場所：聖籠町民会館 第1、2会議室

申し込み：聖籠町消費生活センター(予約制)

☎0254-27-1958

消費生活

ストップ!
ザ・悪徳商法



通信

令和4年12月
vol.146

☑役場町民課

消費生活センター

☎27-1958(直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

- 法律相談(弁護士)、こころの相談(臨床心理士)を受けられます。相談は無料です。
- その場で債務整理を依頼することもできます。
- お金の問題は必ず解決できます。新年を迎える前に、一歩踏み出してみませんか？
- サクラサイト、副業トラブル、消費生活全般に関する相談にもぜひご利用ください。



デジタル遺品について考えよう

【事例】2か月前に亡くなった夫あてに、通信会社から請求書が届いた。インターネット関連のサービスを複数契約しているようだが、内容も解約方法もわからない。

(契約当事者：70代男性、相談者：70代女性)

⇒以前当センターに寄せられたご相談です。通信会社に確認し、必要のない契約は解約することができました。また、一部の契約は、旦那様ご自身で解約の手続きをされていました。



「見守り新鮮情報」より

デジタル遺品とは

遺品となったパソコンやスマホに保存されたデータ、インターネット上の投稿、登録情報などを「デジタル遺品」と呼びます。

亡くなられた後、端末のロックを解除できず遺影の写真が見つからない、故人の関係者に連絡ができない、また、サービスの解約ができないなど、ご家族が不慣れな操作や手続きに苦労されることがあります。(ご家族が故人のiPhoneのロック解除に失敗して端末が初期化されてしまい、何十万円もかけてデータを復旧したというケースも。)

デジタル遺品がある方は、必要な手続き、その方法を伝える手段を講じておきましょう。

若い人も対策を!

ネット銀行、通販や動画の月額会員など、利用しているネット上のサービスが多い方は、万が一の時の影響が大きくなります。しばらくスマホやパソコンの操作ができなくなった場合、支障をきたす契約はありませんか？また、端末の中にはプライバシーも詰まっています。知らせたいこと、守りたいもの、それぞれの対策を考えておくことをおすすめします。

相談受付状況

8月…10件・9月…7件・10月…7件

【主な内容】

定期購入(洗口液)、光回線、出会い系サイト、架空請求メール、還付金詐欺、脱毛エステ